

文例（自宅等以外に分ける財産が（ほとんど）ない場合）

①自宅を維持したい場合

第1条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

- 1 土地
所在 〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇〇番地〇〇
地目 宅地
地積 150平方メートル
- 2 建物
所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇
家屋番号 〇〇番〇〇
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建
床面積 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル

第2条 遺言者は、前条を除く遺言者の有する一切の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）及び二男〇〇〇〇（生年月日）の両名に、各2分の1の割合で相続させる。

第3条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・
職業 〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

私は永年にわたって苦楽を共にし、私に尽くしてくれた妻〇〇に感謝しています。愛情をこめて育てた大切な長男〇〇、二男〇〇も、それぞれが立派に独立し、幸せな家庭を築き、安心している次第です。

さて、本遺言で、妻〇〇にほとんどの財産を残すことにしたのは、私の財産が、私と妻が暮らした自宅不動産とわずかな現金のみであり、また私の亡きあと、妻の生活がとても心配だからです。子供たちにとっては不満が残る内容かもしれないが、私の最後の願いだと思い、どうか本遺言どおりに、お母さんに自宅を残してあげてほしい。

｜代償分割

遺言者の財産が自宅不動産以外に（ほとんど）ない場合で、妻のために自宅の不動産を維持したい場合は、不動産を処分し、現金化し分割することはできません。もちろん相続人間で、相

続分や遺留分などでもめることなく遺産分割協議が可能な関係であれば、妻だけに相続させることもできるでしょう。しかし確実に遺留分を請求してくるような相続人がいる場合は、代償分割で、不動産を相続した妻が、他の相続人に遺留分の価格を金銭などで支払う必要があります。この場合妻が、相当の預貯金がないと支払うことはできませんので、その点に注意しましょう。

｜付言事項を利用

理由があって、不公平な配分をする場合や、どうしても遺留分を無視した遺言をする場合は、どうしてそのような相続分の指定になったのか、その理由と想いを付言事項に書いておくといでしょう。付言事項に書かれた遺言者の意思を組みとって、遺留分を侵害された相続人が減殺請求を行わないことも考えられます。ただし、付言事項には、法的な強制力はありませんので、付言事項を守るか守らないのかは、相続人や受遺者次第になります。

文例（自宅等以外に分ける財産が（ほとんど）ない場合2）

自宅を維持する必要がない場合

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を換価し、その換価金から遺言者の一切の財務を支弁し、かつ遺言の執行に関する費用を控除した残金を、次のとおり配分するよう指定します。

妻 ○○○○（生年月日） 3分の2

長男 ○○○○（生年月日） 6分の1

二男 ○○○○（生年月日） 6分の1

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都○○区○○・・・

職 業 ○○○

氏 名 ○○○○

生年月日 ○○年○○月○○日

｜換価分割

遺言者の財産が自宅不動産以外に（ほとんど）ない場合で、特に不動産を維持する必要がない場合は、不動産を売って売却代金を分割する方法があります。この分割方法を換価分割といいます。

｜遺言執行者の指定

財産の換価、清算、配分は、その執行が必要となります。これらの手続きは複雑で、相続人が共同で行うとかえって煩雑になります。よって、換価分割を行う場合は、合わせて遺言執行者を指定しておきましょう。なお、遺言の執行に法的知識が必要な場合がありますので、遺言執行者は弁護士などの専門家にしておくと手続きが円滑に進むでしょう。